

平成23年度における無格付け等地方債の保有状況

1. 平成23年度における無格付け等地方債の保有継続・売却の方針

資金管理法人が保有する無格付け等地方債(※)の平成23年度における保有継続・売却については、平成23年3月9日開催の第40回資金管理業務諮問委員会で審議・承認された平成23年度における保有継続・売却の方針(以下「平成23年度方針」という。)に基づき行うこととなっている。

平成23年度方針の概要は下記のとおり。

(※)無格付け等地方債

資金管理法人が保有する地方債のうち、平成20年12月末に指定格付機関(現在の信用格付業者)が地方債勝手格付けを取下げたことによって、無格付けとなった地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満となった地方公共団体の地方債(平成23年10月末現在:14団体分保有)(別添参照)。

(1)平成23年度方針における無格付け等地方債の保有継続・売却の指標

平成23年度方針は、総務省・地方公共団体が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)の規定により公表した健全化判断比率を、「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債の保有継続・売却の指標としている(ただし、当該地方公共団体が、信用格付業者から新たに依頼格付けを取得したときは、当該依頼格付けを指標とする。)

(2)保有継続・売却の基準

健全化判断比率が財政健全化法に基づく早期健全化基準未満である「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債については、原則として保有を継続する。

○ 平成22年度決算に基づく健全化判断比率の公表の前まで

「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債について、当該地方公共団体の平成21年度決算に基づく健全化判断比率は、全て早期健全化基準未満であるため、保有継続とする。

○ 平成22年度決算に基づく健全化判断比率の公表以後

「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債について、当該地方公共団体の平成22年度決算に基づく健全化判断比率が、早期健全化基準未満であるときは、保有継続とする。

2. 平成23年度における無格付け等地方債の保有継続

平成23年10月14日に総務省が公表した各地方公共団体の平成22年度決算に基づく健全化判断比率(速報)によると、無格付け等地方債の発行体である「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の健全化判断比率は、全て早期健全化基準未満であった。

よって、平成23年度においては、無格付け等地方債の保有を継続する。

なお、平成23年3月9日開催の第40回資金管理業務諮問委員会に報告後、平成23年11月7日現在まで、無格付け等地方債の発行体である「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」による信用格付業者からの新たな依頼格付けの取得はない。

以上